

首都圏等の展示会出展支援事業

「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2026」出展事業者募集要領

1 目的

東京都で開催される「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2026」に高松市合同ブースを出展し、伝統的ものづくり（※1）に関連する小規模事業者の販路開拓・拡大及びマーケティング能力並びにブランド力の向上を図ることを目的とする。

（※1）高松市伝統的ものづくり振興条例（平成26年高松市条例第24号）第2条第1号に規定する伝統的ものづくりの技術

2 出展展示会概要

展示会名 東京インターナショナル・ギフト・ショー春2026

会 場 東京ビッグサイト（東京都江東区有明）

会 期 令和8年2月4日(水)～令和8年2月6日(金)

主 催 株式会社ビジネスガイド社

3 ブースの概要

小 間 料 3小間（1小間 3.0m×3.0m）

募 集 数 6者程度

負 担 金 なし

そ の 他 本市ブースの出展者説明会を実施します。（11月頃開催予定）

出展期間中は原則として1名以上の常駐をお願いします。

※個々の出展者のスペース、形状等については、出展者決定後に調整させていただきます。

※会場までの交通費、宿泊費、商品搬送費及び基本什器以外の什器等を追加する場合の費用は各社での御負担となります。

4 出展対象者・出展対象商品

1 出展対象者

伝統的ものづくりに関する事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること

(ア) 事業者であって、市内に住所を有する個人

(イ) 事業者であって、市内に主たる事業所を有する会社

(ウ) 市内に主たる事務所を有する商工団体

- (2) 今後も市内で伝統的ものづくりに関する事業を継続する意思を有している者であること
- (3) 事業収入を得ている者であること
- (4) 申請の日において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していない者であること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- (7) 政党その他の政治団体でないこと
- (8) 宗教上の組織又は団体でないこと
- (9) 法人格のない任意団体でないこと
- (10) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成 24 年高松市告示第 403 号）に基づく指名停止措置が講じられている者でないこと
- (11) 出展者向け事前説明会に参加すること

2 出展対象商品

出展する製品は、伝統的ものづくりの技術によって製造された製品及びこれらを直接活用した製品であって、香川県内で製造又は加工の最終段階の工程が行われたものに限る。

5 応募方法

1 提出書類

- (1) 出展申込書
- (2) 商品概要書
- (3) 履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合にあっては住民票の写し）（発行後 3 月以内のものに限る。写し可。）
- (4) 本市の市税に係る滞納無証明書
- (5) パンフレット・チラシ等

2 提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号
高松市 創造都市推進局 産業経済部 産業振興課

3 提出方法

電子メール<shoukou@city.takamatsu.lg.jp>

4 提出期限

令和 7 年 9 月 24 日（水） 17 時必着

6 選考について

- (1) 書類審査の上、全体の空間デザインも考慮し、出展者を決定します。（必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。）
- (2) 審査の結果（不採択の理由等）に関する問合せには、応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

7 注意事項

- (1) 出展者には当日及び事後アンケートをお願いします。
- (2) 出展者は、安全かつスムーズな運営のため、事務局の指示には必ず従ってください。
- (3) 高松市ブース内の装飾等は、業種を考慮して高松市と委託事業者の協議の上で決定します。御了承ください。
- (4) 展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。展示会の主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。
- (5) 商標、特別なノウハウ等の知的財産や秘密事項については、出展者自身であらかじめ法的保護を行うなどの対応をお取りください。

8 実施主体による出展申込の取消

- (1) 出展者が出展基準を満たさないことが判明した場合、何ら催告を要せず、出展申込を取り消します。これにより当該出展者に損害が生じても、一切の責任を負いません。
- (2) 前項の規定により出展申込を取り消した場合、これによって生じた実施主体の損害を、当該出展者に請求する場合があります。

9 出展申込のキャンセル（出展者都合）

- (1) 出展申込書提出後のキャンセルは、原則できません。
- (2) 万一、出展者の都合による取消・変更等があった場合は、展示会の準備・開催のために要した費用（実費）を申し受ける場合があります。

10 問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市 創造都市推進局 産業経済部 産業振興課
電話：087-839-2411 Eメール：shoukou@city.takamatsu.lg.jp